

たばこ税増税に反対する意見書

地方交付税の大幅な削減など、地方財政が大変厳しい状況の中で大分県における地方たばこ税（県税・市町村税を含む）は約百四億円にのぼり貴重な一般財源となっている。

また、平成十九年の本県の葉たばこ販売額は、約二十八億円であり、本県農業生産においても重要な地位を占めている。

最近、将来の社会保障費等の財源を確保するため、たばこ税の増税が議論されている。

現在、たばこに課される税は国・地方を併せ六十パーセントを超える最も税負担の重いものであり、担税力は限界に達している。また、喫煙による健康被害が宣伝されていることから禁煙の風潮が広がるなど、国内のたばこ市場は九年連続して減少している。

こうした中、たばこ税の増税がなされると、たばこ離れに一層拍車がかかり、その結果、本県の貴重な財源であるたばこ税の減収となり、自主財源の減少につながるおそれがある。

さらには、たばこ税増税による消費の減少は、たばこ耕作者、たばこ小売業者をはじめとする我が国のたばこ産業全体に打撃を与え、地域経済・地域農業にも大きな影響を及ぼすことが予測される。

よって、国会及び政府におかれては、こうした状況を十分考慮し、安易にたばこ税の増税を行うことのないよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 阿部英仁

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
総務大臣	鳩山邦夫殿
財務大臣	中川昭一殿
農林水産大臣	石破茂殿

